

京都府食品ロス削減推進計画の 見直しについて

令和 8 年 7 月 9 日

京都府 総合政策環境部 循環型社会推進課

京都府食品ロス削減推進計画の見直しについて

● 計画の概要

- 様々な社会の変化を踏まえ、食品ロスの削減に向けて、多様な主体と連携しながら地域の実情に応じた取組を推進するための計画として、令和4年3月に策定
- 根拠法令：食品ロス削減推進法第12条
- 計画期間：令和3～12年度

● 現行計画の策定経過（令和3年度）

- 京都府食品ロス削減推進専門委員会に意見聴取
- 市町村に意見照会
- パブリックコメントを実施（3名・10意見）
- 府議会（常任委員会）に報告

● 計画の位置付け

- 食品ロス削減推進法に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する都道府県食品ロス削減推進計画
- 「京都府循環型社会形成計画」の個別計画

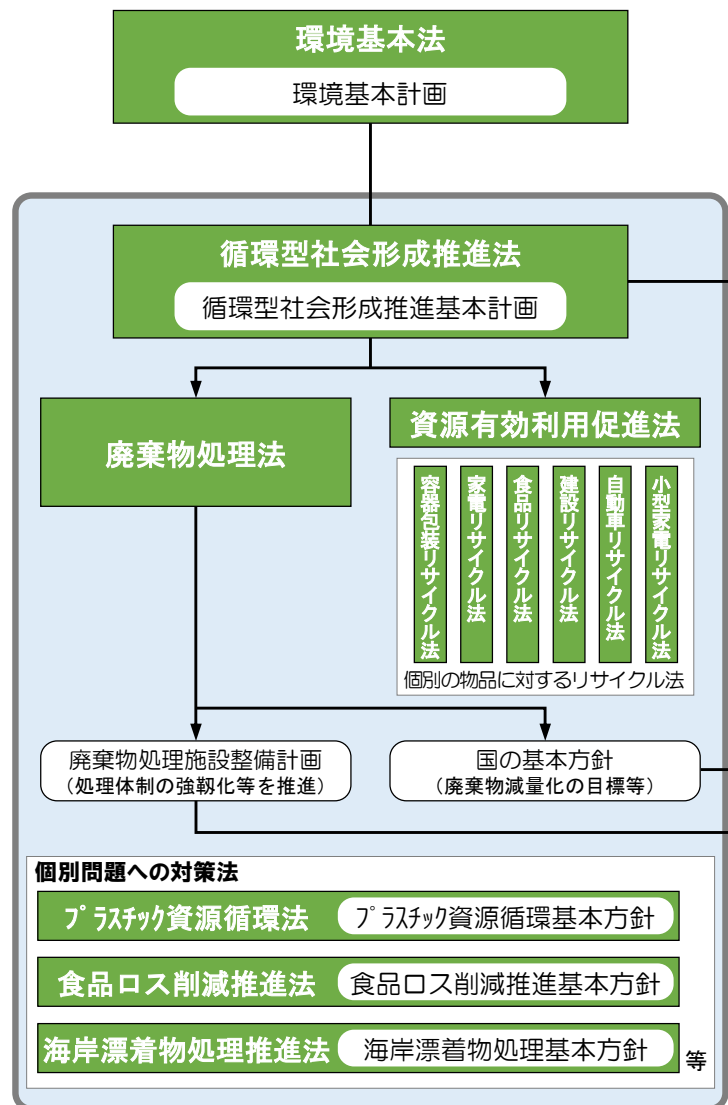
● 計画の見直しについて

- 令和3年度の策定から5年が経過したことから、最新の食品ロス実態調査に基づく指標の推移や、施策の進捗状況、食品ロスを巡る国の動向等を踏まえ、今年度、計画の中間見直しを行う。

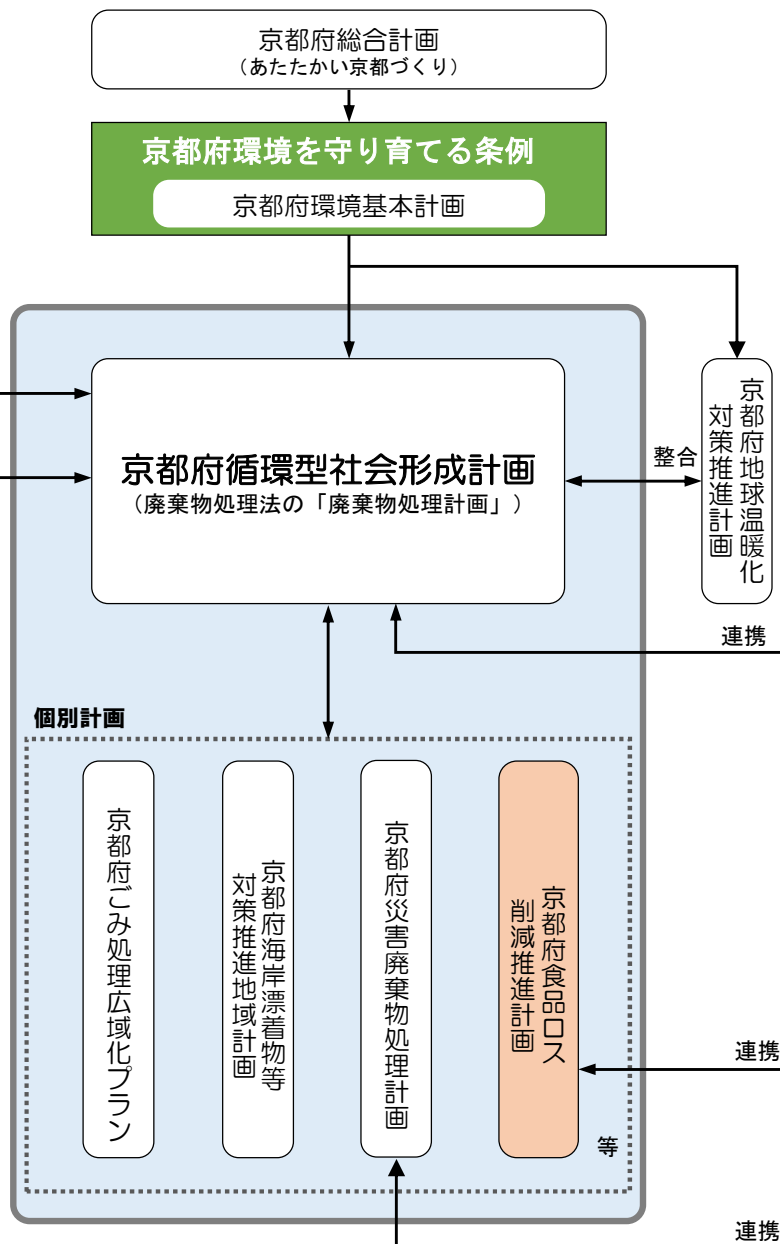
※京都府食品ロス削減推進専門委員会：京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会に置かれた専門委員会。所掌事務は、食品ロスの発生要因や、食品ロス削減の推進施策等についての検討等。

計画の位置付け

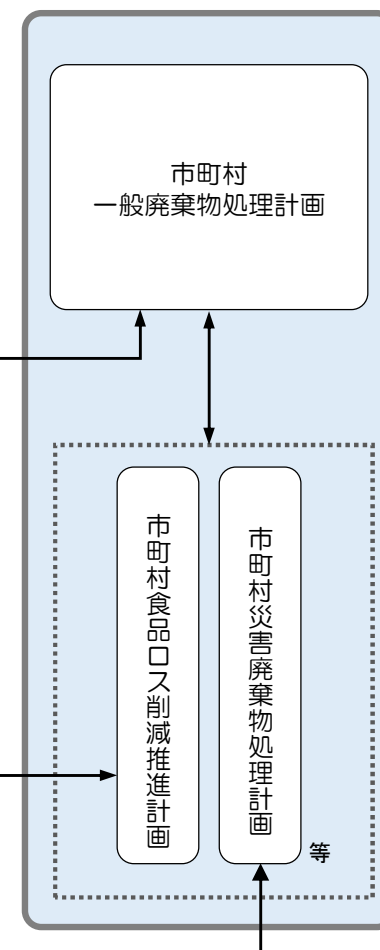
国の法律・計画等



京都府の条例・計画等



市町村の計画等



京都府食品ロス削減推進計画 概要

4

第1章 総論

■計画策定の目的

- ・我が国では、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。
- ・食品ロスの削減により、温室効果ガスの排出量が減少し気候変動が抑制
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律が施行（R1.10）、国の基本方針が閣議決定（R2.3）され、国全体として食品ロス削減に向けた機運が高まるなど、様々な社会の変化を踏まえ、地域の実情に応じた取組を推進するため、食品ロス削減推進計画を策定

■計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間

■計画の位置付け

- ・食品ロス削減推進法に基づく都道府県食品ロス削減推進計画
- ・京都府循環型社会形成計画の個別計画

第2章 食品ロスの現状と課題

■食品ロスの発生の現状と課題

京都府 約11.5万トン（令和元年度）

※1人1日当たり約122g

家庭系：5.6万トン（48.7%）

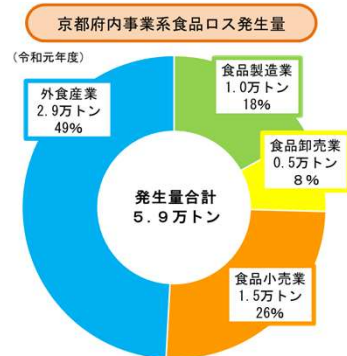
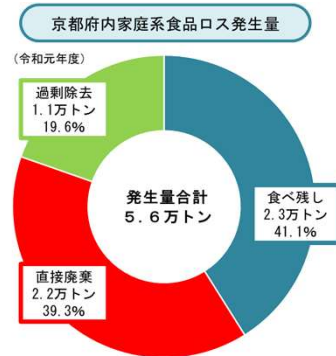
事業系：5.9万トン（51.3%）

全国 約600万トン（平成30年度）

※1人1日当たり約130g

家庭系：276万トン（46.0%）

事業系：324万トン（54.0%）



- ・家庭系食品ロスは、食べ残しと直接廃棄が主な原因
- ・事業系食品ロスは、外食産業からの発生割合が高く、食べ残しが主な要因
- ・事業者から消費者までの各主体が食品ロス問題について認識し、日常における食品ロス削減に向けた取組の実践、商慣習や過剰発注等の見直しや未利用食品を廃棄することなく有効活用するための取組等が求められる

第3章 基本方針

■基本的な方針

食品ロス問題の「我が事」としての意識の醸成や、AI・IoT等の新たな技術の活用により、多様な主体が一体となって食品ロスの削減を実践し、環境負荷の低減を図ることで、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す。

■主な数値目標

- ・食品ロスの発生量を、2030年度までに2000年度比で半減

2000年度	2019年度	2030年度
18.8万t (195g/人・日)	11.5万t (122g/人・日)	9.4万t (106g/人・日)

- ・食品ロス問題を認知して削減に向けた複数の取組を行う消費者の割合を 90 %以上とする。

2020年度	2030年度
88.3%	90%以上

第4章 各主体の役割

■消費者

府民一人ひとりが「我が事」として食品ロス問題についての理解を深め、削減に向け自らができることを考え行動に移すよう努める。

■事業者

食品ロスの発生状況の把握や、サプライチェーンでのコミュニケーションの強化、食品ロスの削減に向けた事業活動への転換等に努める。

■行政

府は、関係団体等との連携体制の構築や先進的な取組等の情報発信等、市町村は食品ロス削減推進計画の策定等に努める。

第5章 施策の推進

■食品ロス削減に向けた施策

1 サプライチェーン全体の食品ロス削減に向けた意識を醸成し発生抑制を推進

（消費者）

- ・府域全体でキャンペーンを実施し府民運動を展開
- ・地域で食品ロス削減方法等を広める人材を育成
- ・スマホアプリやIT技術を活用した消費者の行動変容を促す仕組みを構築 等

（事業者）

- ・WEBサイト運営企業と連携した外食時における食べ残し対策等を支援
- ・AI技術による需要予測の最適化システムの導入促進
- ・商慣習の見直しによる食品ロス削減の支援 等

2 未利用食品の有効活用の促進

- ・企業と連携の上、地域の食品小売店等で生じた未利用食品を有効活用するモデル地域を構築し、府内に展開
- ・フードバンク活動やフードドライブ活動の周知・支援

3 効果的に食品ロスを削減するための推進体制の整備

- ・関係団体や行政機関等の参画したプラットフォームの設置
- ・庁内関係部局と連携し、情報共有や施策実施を推進
- ・食品ロス削減に向けた先進的な取組の情報収集及び発信、表彰の実施 等

■計画の進行管理

- ・進捗状況を毎年把握・評価。その結果を検証の上、徹底したPDCAにより進行を管理
- ・計画策定後、概ね5年後に見直しを実施